

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例 (条例第二十四号) (教育委員会)

一 改正の要旨

広島県立倉橋高等学校を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十五号) (警察本部)

一 改正の要旨

暴力団等による組織犯罪に関する対策をより一層強化するため、警察本部の部分掌事務を見直し、薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関する事務を生活安全部から刑事部へ移管させるとともに、組織犯罪の取締りに関する事務を所掌する部を明確化させた。

二 施行期日

平成十八年四月一日

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十六号) (警察本部)

一 改正の理由

県民生活の平穩を害し、公衆に著しく迷惑をかけている客引き行為や勧誘行為等を規制するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 粗暴行為等の禁止規定の追加

公共の場所又は公共の乗物において、多数でうるつき、又はたむろして、公衆に対し、暴力団の威力を示す行為を粗暴行為等として新たに禁止する。

2 不当な客引き行為等の禁止規定の新設等

公共の場所において、不特定の者に対する次の行為を、不当な客引き行為等として新たに禁止する。

(一) 次の行為について、客引き (三)の行為に係る利用者に対する勧誘を含む。) をすること。

(1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

(2) 歓楽的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

(3) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供

(二) (一)又は(二)の行為については、当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限り、(一)について、人に呼び掛け、又はビラ等を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

(三) 次の行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

(1) 人の性的好奇心をそそる行為 (当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)

(2) 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなす行為

(四) (三)の行為 (二)の行為については、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限り、(一)について、人に呼び掛け、又はビラ等を配布し、若しくは提示して当該行為をする役務に従事するよう誘引すること。

(五) 人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げる等執ように役務に従事するよう勧誘すること。

(六) 対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に不当な客引き行為等をさせること。

(七) 公共の場所において、不特定の者に対し、次の者となるよう人に呼び掛け、又はビラ等を配布し、若しくは提示して誘引すること。

(1) (二)又は(三)の行為 (二)の行為については、当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)の客又は利用者

(2) (三)の行為 (人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)をする役務に従事する者

(八) 公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つこと。

3 ピンクビラ等の配布行為等の禁止規定の見直し

(一) 「ピンクビラ等」の定義を次の要件を満たすビラ、パンフレットその他の物品に改正する。

(1) 次のいずれかに該当する写真若しくは絵又は文言等を掲載したものの

ア 性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵  
 イ 性的好奇心をそそる、人の水着姿、各種制服姿等の写真又は絵であつて、  
 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの  
 ウ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表し、又は推測させる文  
 言等  
 エ 人の性的好奇心をそそる映像を内容とするビデオテープ等電磁的方法によ  
 る記録に係る記録媒体の販売を表す文言等であつて、人を著しく羞恥させる  
 ような卑わいなもの

(2) 電話番号等の連絡先を記載したもの  
 (1) ピンクビラ等に関する次の行為を禁止する。  
 (1) 公共の場所でピンクビラ等を配布する等の目的でピンクビラ等を所持する行  
 為

(2) 対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に公共の場所でピンクビラ  
 等の配布等をさせる行為

4 公安委員会による指示等の新設

公安委員会は、2(一)の行為を事業として行う事業者等が、その事業に関し、2及  
 び3に違反したときは、当該事業者に対し、違反行為の再発防止のための必要な指  
 示をすることができ、当該指示に従わなかったとき等において六月を超えない範囲  
 内で期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることができる旨の規定を設け  
 る。

5 罰則の強化

(一) 追加又は新設された行為に対する罰則の新設

対象となる行為等	罰則
4の命令違反	六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金
2(六)及び3(二)(2)の行為	一〇〇万円以下の罰金
1及び2(一)から(五)までの行為	五〇万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
2(七)の行為に係る警察官の命令に違反した者及び3(二)(1)の行為	三〇万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
2(八)の行為に係る警察官の命令に違反した者	二〇万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

(二) 罰金額等の引上げ

対象となる行為等	改正前	改正案
常習として嫌がらせ行為の違反行為をした者	一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金	六月以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金
常習として2(六)及び3(二)(2)の行為の違反行為をした者	六月以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金	六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金
常習として1及び2(一)から(五)までの行為の違反行為をした者	六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金	六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金

(三) 両罰規定の整理

対象となる行為等	改正前	改正案
粗暴行為等(1)の行為を除く、不当な客引き行為等(2)の行為を除く、ピンクビラ等の配布等(3)の行為を除く、押売行為等、景品買ひ行為、入場券等の不当な売買行為、座席等の不当供与行為及びモーターボート等による危険行為	六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金	六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金
常習として卑わいな行為の違反行為をした者	六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金	一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金

不当な客引き行為等の禁止規定に違反した者が、法人等の従業者であつて、その法人等の業務に関し違反行為を行った場合は、法人等にも罰金刑を科する両罰規定の対象について、禁止行為の新設等に併い整理することとする。

三 施行期日

平成十八年五月一日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(警察本部)

一 改正の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、同法第二十七条第一号の営業(いわゆるデリバリーヘルス)に係る受付所営業の禁止地域の指定等必要な事項を規定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

受付所営業については、店舗型性風俗特殊営業(いわゆるモーター営業等を除く。)

と同一の規制となるように営業の禁止区域の基準となる施設、営業の禁止地域及び営業時間の制限について定めた。

三 施行期日  
平成十八年五月一日

★ 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例(条例第二十八号)(労働委員会)

一 改正の要旨  
労働審判法が施行されることに伴い、労働審判手続の申立てがなされているもの等について、個別労働関係紛争のあっせんを行わないこととするため、必要な改正を行った。

二 施行期日  
平成十八年四月一日

★ 広島県かんきつ規格条例を廃止する条例(条例第二十九号)(農産振興室)

一 廃止の要旨  
かんきつの取引の円滑及び品質の改善が図られたこと並びに消費者ニーズの多様化に対応したかんきつ流通の規制緩和を図る必要があることから、かんきつの規格及びこれによる格付制度を廃止した。

二 施行期日  
平成十八年六月一日

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第三十号)

一 改正の要旨  
広島県部設置条例及び広島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、関係常任委員会の所管を整理するため、所要の改正を行った。

二 施行期日  
平成十八年四月一日

条 例

広島県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第一号

広島県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第三項の規定に基づき、広島県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後最初の会議は、知事が招集する。

広島県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第二号

広島県障害者介護給付費等不服審査会条例

（趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十条八条第一項の規定に基づき、広島県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置き、委員の定数その他不服審査会に関し必要な事項は、法及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「政令」という。）に定めるところ

によるほか、この条例の定めるところによる。

（所掌事務）

第二条 不服審査会は、知事の求めに応じ、法第九十七条第一項の規定による審査請求の事件について調査審議するものとする。

2 知事は、法第九十七条第一項の審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、不服審査会の調査審議を求めなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 審査請求に係る処分が法第二十九条第四項の規定による利用者の負担上限月額に関する決定など利用者負担に関するものである場合その他知事が障害者及び障害児の保健又は福祉に係る専門的な判断を要しないと認める場合

（組織）

第三条 不服審査会は、委員五人で組織する。

2 政令第四十八条第一項の合議体は、同項の規定にかかわらず、委員の全員をもって構成するものとする。

（意見の聴取等）

第四条 不服審査会は、必要に応じ、審査請求人又は関係人に対し、出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第五条 不服審査会の庶務は、福祉保健部において処理する。

（雑則）

第六条 この条例に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後最初の不服審査会は、政令第四十七条第一項の規定にかかわらず、

知事が招集する。

児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例をここに公布する。  
平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山  
児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十二条の三並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第一百五条第一項及び第二項の規定に基づく過料について定める。

(児童福祉法に基づく過料)

第二条 児童福祉法第二十四条の四第二項の規定による施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。

2 正当な理由なしに、児童福祉法第五十七条の三第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

(障害者自立支援法に基づく過料)

第三条 正当な理由なしに、障害者自立支援法第九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

2 正当な理由なしに、障害者自立支援法第十条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

広島県歓楽的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例をここに公布する。  
平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山  
広島県条例第四号

広島県歓楽的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地域の歓楽的雰囲気過度に助長するような方法による風俗案内を防止するために必要な規制を行うことにより、青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護するとともに、繁華街その他の地域における健全なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「風俗案内」とは、次に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者(第四条第五号及び第六号において「利用者」という。)の求めに応じ、有償又は無償で、当該情報を提供することをいう。

一 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業

二 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業

(届出)

第三条 風俗案内を行うための施設(以下「事業所」という。)を設け、当該事業所において風俗案内を業として行おうとする者は、風俗案内を開始する日の十日前までに当該事業所ごとに、広島県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を広島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、事業所の名称に限る。)に変更があつたとき、又はその届出に係る風俗案内をやめたときは、その変更があつた日又は風俗案内をやめた日から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(禁止行為)

第四条 事業所を設け、風俗案内を業として行う者(以下「事業者」という。)は、風俗案内に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 午前零時(別表に定める地域にあつては、午前一時)から日出時までの時間において、風俗案内を行うこと。

二 事業所周辺において、公安委員会規則で定める数値以上の騒音を生じさせること。

三 事業所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、第二条各号に掲げる営業において提供される行為若しくはこれに従事する者を表すもの又はこれらを連想させるものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する写真、絵その他の物品を表示し、掲出し、又は配置すること。

四 事業所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、性的感情を刺激するものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する文字、数字その他の記号を表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置すること。

五 午後十時から翌日の日出時までの時間において、事業所で十八歳未満の者を利用者に接する業務に従事させること。

六 十八歳未満の者を事業所に利用者として立ち入らせること。

(中止命令等)

第五条 公安委員会は、事業者が行う風俗案内に関し、前条の規定に違反する行為(同条第五号及び第六号に掲げる行為を除く。)が行われているときは、当該事業者に対し、当該違反行為を中止することを命じ、又は当該違反行為が行われなことを確保するために必要な事項を命ずることができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第六条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務

に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、その事業所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公安委員会規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第五号又は第六号の規定に違反した者

二 第五条の規定による命令に違反した者

2 第四条第五号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

3 第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4 第六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に事業所を設け、当該事業所において風俗案内を業として行っている者に関する第三条第一項の規定の適用については、同項中「風俗案内を開始する日の十日前」とあるのは、「平成十八年六月三十日」とする。

別表(第四条関係)

広島市中区のうち胡町一番街区から五番街区まで、銀山町、新天地一番街区、六番街区及び七番街区、田中町、流川町、西平塚町、堀川町一番街区から四番街区まで、三川町一番街区、八番街区及び九番街区、薬研堀並びに弥生町の区域

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五号

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第一条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「又は有限会社」を削る。

(広島県卸売市場条例の一部改正)

第二条 広島県卸売市場条例(昭和四十六年広島県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第七条の見出し中「営業」の下に「及び事業」を加え、同条第一項中「営業」の下に「又は事業」を加える。

附 則

この条例は、会社法(平成十七年法律第八十六号)附則第一項に規定する政令で定める日から施行する。

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六号

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年広島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合

(同条第六項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。)

第十一条の二に次の一号を加える。

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

(広島県青少年健全育成条例の一部改正)

第二条 広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第一項第二号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

(広島県立大野寮設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立大野寮設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第三条関係)

種別	金額
一 障害福祉サービス料	障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
二 施設訓練等支援費	法第十五条の十一第二項又は第三項の規定により算定した額
三 施設利用者負担額	法第十五条の十一第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額又は同条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
四 食事料その他の特定費用	実費を基準として知事が定める額

備考 この表において「食事料その他の特定費用」とは、法第十五条の十一第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

第四条 広島県立大野寮設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第三条中「知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)  
第二十一条の七に規定する」を「障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)  
附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた」に改める。

第五条第一項中「法第十六条第一項第二号」を「知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十六条第一項第二号」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第五条関係)

種別	金額
一 障害福祉サービス料 (指定旧法施設支援に係るものを除く。)	法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
二 障害福祉サービス料 (指定旧法施設支援に係るものに限る。)	法附則第二十一条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
三 食事料その他の特定費用	実費を基準として知事が定める額

備考 一 この表において「指定旧法施設支援」とは、法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。

二 この表において「食事料その他の特定費用」とは、法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第五条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例 (昭和四十年広島県条例第四十号) の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項修学資金等の種類の欄中「児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第七条」を「児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第七条」に、「同法第二十七条第二項」を「同条第六項」に改め、同表保育士修学資金の項修学資金等の種類の欄中「第七条」を「第七条第一項」に、「第十七条」を「第十二条の四」に、「第二十七条第二項」を「第七条第六項」に、「知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十九条に規定する知的障害者援護施設」を「障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第十二項に規定する障害者支援施設」に改め、同表介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄中「児童福祉法に規定する児童居宅



介護等事業、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者居宅介護等事業、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者居宅介護等事業及び」を削る。

(広島県精神保健福祉審議会条例の一部改正)

第六条 広島県精神保健福祉審議会条例(昭和四十年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「運営」を「組織及び運営」に改める。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審議会の委員は、十人以内とする。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、三年とする。

(広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第七条 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和三十二年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二(第四条関係) 肢体不自由児施設若草園及び重症心身障害児施設若草療育園を利用する場合の使用料

種別	金額
一 障害福祉サービス	障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額

一 食料料その他の特定費用  
実費を基準として知事が定める額

備考 この表において「食料料その他の特定費用」とは、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

別表第三(第四条関係) 肢体不自由者更生施設あけほの利用する場合の使用料

種別	金額
一 障害福祉サービス	障害者自立支援法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
二 施設訓練等支援費	身体障害者福祉法第十七条の第二項又は第三項の規定により算定した額
三 施設利用者負担額	身体障害者福祉法第十七条の第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額又は同条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
四 食料料その他の特定費用	実費を基準として知事が定める額

備考 この表において「食料料その他の特定費用」とは、身体障害者福祉法第十七条の第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

第八条 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第三条の表四の項中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十九条に規定する」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた」に改め、同表五の項中「身体障害者福祉法第三十一条の二」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十一条」に改める。

第九条第一項中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改める。

別表第一四の項種別の欄中「障害福祉サービス料」の下に「(指定旧法施設支援に係るものを除く。)」を加え、同項金額の欄中「(平成十七年法律第百二十三号)」を削り、同表中

五 施設訓練等支援費	身体障害者福祉法第十七条の第二項又は第三項の規定により算定した額
六 施設利用者負担額	身体障害者福祉法第十七条の第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額又は同条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額

五 障害福祉サービス料(指定旧法施設支援に係るものに限る。)	障害者自立支援法附則第二十一条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
六 障害児施設支援料	児童福祉法第二十四条の第二第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額

改め、同表八の項を同表十の項とし、同表七の項を同表九の項とし、同表六の項の次に次の二項を加える。

七 障害児施設診療料	児童福祉法第二十四条の第二第二項第一号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
八 障害児施設食事療養料	児童福祉法第二十四条の第二第二項第二号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

別表第一備考4中「身体障害者福祉法第十七条の第十第一項」を「児童福祉法第二十四条の第二第一項」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

- 4 この表において「指定旧法施設支援」とは、障害者自立支援法附則第二十条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第九条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表三の項及び四の項を次のように改める。

三 障害福祉サービス料	障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
四 食事料その他の特定費用	実費を基準として知事が定める額

別表備考に次のように加える。

- 4 この表において「食事料その他の特定費用」とは、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

第十条 広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表第一中四の項を七の項とし、三の項の次に次の三項を加える。

四 障害児施設支援料	法第二十四条の第二第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
五 障害児施設診療料	法第二十四条の第二第二項第一号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
六 障害児施設食事療養料	法第二十四条の第二第二項第二号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

別表第一備考4中「障害者自立支援法」を「法第二十四条の第二第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び障害者自立支援法」に改める。

(広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表(知的障害者更生施設松陽寮を利用する場合の使用料)の表を次のように改める。